

# 日仏修好通商条約、その内容と フランス側文献から見た交渉経過（2） ～日仏外交・通商交渉の草創期～

在フランス日本国大使館参事官 有利 浩一郎

6月号においては、日仏修好通商条約交渉に至るまでの背景を説明したが、今回は、同条約の交渉過程を解説することとした。

## ❸ 日仏修好通商条約の交渉経過

### （1）グロ男爵からの6人の奉行に対する極東情勢及び条約締結の必要性の説明

すでに、1858年9月22日に、日仏条約<sup>\*1</sup>の日本側の全権となった6人の奉行が、フランス艦隊のラプラス号にやってきて、フランス使節団の宿舎の場所について議論をした話を述べたが、このとき、この6人の奉行はフランス使節団と軽食をとっている。実は、この6人は、9月20日に初めてラプラス号を訪ねたときは、将軍の死去に伴う喪に服しているといって酒食をとるのを断ったのだが、9月22日はグロ男爵に敬意を表してこの軽食の提案を受け入れる。そして、このとき、奉行たちは、特にシャンパンをかなり飲んだと記録されている<sup>\*2</sup>。

この軽食の際、中国の話題となり、グロ男爵は、まず、天津条約で開港することになった中国の港を地図で教えたり、ロシアと清の間で締結されたばかりのイギン条約<sup>\*3</sup>によってアムール川に隣接する地域がロシア領として占領されたことに触れつつその際のムラヴィヨフ東シベリア総督のやり方を話したりしている。さらに、英仏とロシアが戦争に至った原因やその結果、将来の見通しなどを話して、日英間で締結した

条約と同じく強固で誠実な条約を日仏間で締結する必要性があることを示唆している。その際の日本側の反応について、ド＝シャシロン男爵は、

○奉行たちは、グロ男爵の説明に始終うなずき続けていた

○奉行たちは、特に隣国（清）に対するロシアの新たな平和的征服、日本と朝鮮の距離の近さに驚きを隠せなかつた

○海を挟んだロシアと日本の近さを具体的な海里を言って示したところ、奉行たちがしばらく沈思黙考してしまった

と書き記している<sup>\*4</sup>。そして、グロ男爵は、こうした重要な政策的論点に関する考えを日本側と話すことができ満足したようである。

ちなみに、6人の奉行がラプラス号から陸上に戻るに当たって、日本側は日英条約の交渉に当たったエルギン卿から将軍に贈られた豪華ヨットをラプラス号に横付けしている。これを見て、グロ男爵は、日本側が、（贈物を渡していない）自分たちの振る舞いに対する非難の意図を示したか、又は自分たちの従うべき模範を示したかのいずれかだということについて疑念を挾む余地がないと書き記している<sup>\*5</sup>。グロ男爵がいうように日本側がフランス側に暗に贈物を要求すべくイギリス贈呈の豪華ヨットを差し向けた可能性もないとは言わぬが、このグロ男爵による解釈は、むしろ、グロ男爵が、イギリス使節団とは異なりフランス使節団

\*1) 以下、他に断りのない限り、日仏条約は1858年10月9日締結の日仏修好通商条約を、日米条約は同年7月29日締結の日米修好通商条約を、日蘭条約は8月18日締結の日蘭修好通商条約を、日露条約は同年8月19日締結の日露修好通商条約を、日英条約は8月26日締結の日英修好通商条約をそれぞれ指す。

\*2) 前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」75頁。シャンパンの話の後に「奉行たちの胃は、政治的であると同時に愛想の良いものである」と付け足している。またL. ドゥブロア著「日本の布教」（『Les Missions du Japon』 par L. Debroas）78頁では、日仏通訳メルメ＝カション神父が中国等におけるフランスの布教活動を管轄していたナボレオン＝フランソワ・リボワ神父に宛てた書簡において、シャンパンに関し、「（当時流行していた）コレラに関する会話の途中で、奉行の一人が自分の空のグラスとシャンパンの瓶にちらっと目をやりながら、真剣な顔で『シャンパンはもしかしてコレラの治療薬にならないか』と尋ね、皆が拍手喝采し、各人がこの美しい液体に最大級のお世辞を与えるながらその実験をしたがった」というエピソードが載っている。

\*3) 1858年5月28日にロシアと清との間で締結。

\*4) 前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」77頁。

\*5) グロ男爵からヴァレスキ外務大臣宛てた1858年10月6日付書簡（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」41頁）。

に將軍への贈物がないことを始終気にしていた心理状態をよく示しているエピソードではないかと思う。

## (2) フランス使節団宿舎の真福寺への移動

9月26日、フランス使節団はついにラプラス号を離れ、江戸に上陸する。蒸し暑い日で、3艘のボートに分乗して陸を目指し、1時間かけて岸まで近づくも波が高く、グロ男爵はさらに漁のための小舟に乗り換え、最後は竹の梯子でやっとのことで上陸するというありさまであり、ドモジュ侯爵は、その様子を「日本の古来の文明について激しい戦いを挑んだ西洋文明を象徴するかのようだった」と記している<sup>6</sup>。その後、漆塗りの駕籠（当時は「のりもん」と呼ばれていた）が用意されており、グロ男爵はこれに乗ったが、他の随員は、正座をして乗らなければならず快適でないため駕籠に乗ることを断る。そして、フランス国旗を掲げたフランス水兵を先頭に、グロ男爵の駕籠、その両脇を使節団の随員が徒歩で固め、一行は真福寺に向かう。すぐに人口の多い地域に来て、大きな鉄の棒を持つた「金棒持ち」が道を開けさせて一行を先導する。そのうちに武家屋敷の一画に入り、より陰鬱で厳しく質素な雰囲気となり、これらの屋敷は装飾が施された建築ではあるものの、監獄の様式と同様のものであったと記されている。面白いのは、そうした武家屋敷の格子窓の後ろから、好奇心から男女問わず人々がフランス使節団一行を眺めていたと記されている点である。また、中国とはすべてが異なり、道は広く清潔で空間が多く、石が敷かれ、道路の横には澄んだ水が流れていること、家は平屋ばかりであったことなどが記されている<sup>7</sup>。30分歩いて真福寺に入り、その直後に、日本側の全権の6人の奉行が訪れ、挨拶と同時に健康状態を聞いている。奉行のうちの一人は、シャン

パンが大好きになってしまい、グロ男爵に飲ませてほしいとお願いしたりしている。

真福寺の住環境については、まったく快適とは言えなかったようで、外気とは和紙で出来た単純な仕切り（おそらく障子のことと思われる）で隔たっているだけで、夜は寒かったようである。一方で、真福寺でフランス使節団の面倒を見ていた日本人は、極めて良い人々で、必要なものの次に快適さをもたらすことが出来る人たちであって、彼らは様々な方法で知恵を使っていたと記している。それに加えて、真福寺の多くの人が、ポンジュール（こんにちは）、ポンソワール（こんばんは）をフランス語で言うようになったこと、百までのフランス語の数字を数えられる人も現れたこと、彼らの学びたいという飽くなき意欲に応じるためにフランス使節団の人々が学校の先生になって彼らにアルファベットを教えたことも記されており、もしあと一か月長く江戸にいられたならば真福寺全体でフランス語だけしか聞こえなくなつただろう、とまで述べられている<sup>8</sup>。鎖国から開国に向けて第一歩を踏み出した当時の日本人の外国語に対する渴望が感じられる極めて興味深い記述である<sup>9</sup>。

## (3) 条約交渉会議第1回協議（9月27日）

さて、フランス使節団の江戸上陸の翌日、9月27日午後2時、真福寺にて、フランス側が「江戸会議」と呼んでいるところの、第1回目の条約交渉会議が開始された。

フランス側からはフランス全権委員のグロ男爵、体調不良のド・コンタド子爵に代わってグロ男爵に書記官としての指名を受けたド・モジュ侯爵、これに、1855年2月から琉球に1年半超滞在して日本語が話せるようになっていたメルメ＝カション神父が日仏通

\*6) 前掲ドモジュ著「1857年及び1858年における中国及び日本使節団の回想」293頁。なお、グロ男爵は1793年2月8日生まれなので、このとき65歳であり、それもこうした描写につながっているのかもしれない。

\*7) 同上295頁では、当時の江戸の人口は250万人、面積は100平方マイル（259平方キロメートル）であると述べられている。ただし、根拠は示されていない。なお、人口について一般的な推計より多めの数字となっているが、これは江戸時代における江戸の人口については、町方（町人）の人口は数えられていたが、武家や寺社の人口は数えられておらず、そもそも日本側の統計の限界があった点に留意する必要がある。

\*8) 前掲ドモジュ著「1857年及び1858年における中国及び日本使節団の回想」300頁。

\*9) 日英条約交渉のために江戸に赴いたイギリスのエルギン卿の個人的秘書を務めたローレンス・オリファント著「中国及び日本へのエルギン卿使節団」第2巻177頁（『Narrative of the Earl of Elgin's mission to China and Japan』Tome II by Laurence Oliphant (1859)、仮訳版『La Chine et le Japon, Mission du comte D'Elgin』(1860) Tome IIの153頁）では、日英条約（第21条）における幕府と英外交官との間の公式書簡のやりとりの言語に関して議論していたときに、日本側の全権委員の一人が、英語をその際の公式の言語とすることで構わない、なぜならイギリス人は日本語で書簡を書けるようになるのに何年かかるか分からぬが、日本側に5年もらえれば、自分たちはイギリス側と書簡のやりとりをするのにかなり十分な能力を有するようになるだろう、と述べたとしており、天津条約交渉における中国側の態度と対比しうる、と述べている。この日本側の自信は、当時の外国語に対する興味関心の高さを表す一つの証左であると思われる。

訳として出席している<sup>10</sup>。この点に関し、ド＝シャシロン男爵は、(日仏通訳としてメルメ＝カション神父を得られたことは) フランス使節団にとって最も大事なことであり、イギリス使節団のようにアメリカの下田総領事館にいる通訳官 (ヘンリー・ヒュースケン<sup>11</sup>) に頼らなくて済むようになったこと、微妙さを伴いうる条約交渉の状況下では自分たちのリソースで生きていく方が何千倍もよいこと、日本側の日蘭・日英通訳の森山栄之助がメルメ＝カション神父の通訳能力に驚いていた様子であったことを書き記している<sup>12</sup>。さらに、メルメ＝カション神父には下田奉行からその通訳の職務を補助するための一人の日本人部下を与えられていたとも記されている<sup>13</sup>。

一方、フランス側の記録では、日本側から、水野筑後守 (忠徳)、永井玄蕃頭 (尚志)、井上信濃守 (清直)、堀織部正 (利熙)、岩瀬肥後守 (忠震)、駒井左京頭 (朝温) が出席したとされており、日仏条約の仏文の前文においてもこの6人が日本側の全権として記載されている。しかしながら、同条約の和文の前文を見ると、最後の一人は、駒井左京頭 (朝温) ではなく、野々山鉢藏となつておらず、また同条約に記された

花押は仏文・和文ともに野々山鉢藏のものとなつてゐる。この取り違えが生じた理由は不明であり、また第1回目の交渉に実際に二人のうちのどちらがいたのかも不明だが、フランス側の記録には、この6番目の奉行だけ病気にもかかわらず条約交渉に参加したいといつて30分遅れてきたこと<sup>14</sup>、彼だけは議論が白熱しても一言も話さなかつたことが書かれており、さらに、フランス側は後に彼の名刺を見て彼が將軍に対して一言一句報告を行う「將軍の見張り」の肩書 (これは「目付」のことと思われる) を帶びており、彼の役職の実際の性質と重要性を知ったとも言つており<sup>15</sup>、こうした様々な特殊事情が名前の取り違えに何か影響しているのかもしれない<sup>16</sup>。なお、日本側からは、これら全権委員に加えて、通訳として、上述の森山栄之助<sup>17</sup>含め2人の書記官<sup>18</sup>が出席している。

会議の書記官を担当したド＝モジュ侯爵は、この条約交渉会議を通じての感想として、会議は極めて活気に満ちたもので、それぞれの者が会議において相当な論点を持ち寄り、そして、フランス側はこの極東の国人達の洗練さと能力に一度ならず感嘆した、と書いている。

- \*10) フランシスク・マルナス著「日本で復活したイエスの宗教」第1巻 (『"Religion de Jésus" ressuscitée au Japon』 par Francisque MARNAS) 322頁では、メルメ＝カション神父がリボワ神父に宛てた1858年7月27日付けの書簡の中で、同月に初めてグロ男爵と面会した様子を述べているが、グロ男爵は手短かつぶっきらぼうに「それで、君は自分が条約の通訳の役目を果たすのに十分な能力があると考えていますか」「条約というのは大変な仕事ですよ」「長い間の議論が必要です」「中国語は使えますか」「日本では外国人とのすべての条約の写しはその言語 (中国語) で書かれているのですよ」とメルメ＝カション神父を問い合わせし、同神父が「中国語を楽に読むことはできませんし、いわんや書くことをや、の状態です」「日本語は十分容易に話せますし書物も流暢に読みこなし始めたところです」と答えると、グロ男爵は「考えなさい、まだ何日かかるでしょう」と (中国語の学習を) 命じ、その後、条約交渉時にキリスト教の問題に關し日本人に何を求めたら良いかグロ男爵が尋ねたので、同神父は自分の考えを (同神父のいうところでは) 簡潔かつ明確に答えたところ、上海の署さのせいでグロ男爵は自分の結論を最後まで聞いてくれなかつた、と書いている。このように、グロ男爵とメルメ＝カション神父はあまり良い形で出会わなかつたようである。
- \*11) ヒュースケンはオランダ・アムステルダム生まれで、両親がアメリカに移民してアメリカ国籍を取得し、その後通訳官としてハリスに採用されたが、フランス語にも通じていたとされる。
- \*12) 前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」22頁及び71頁。
- \*13) グロ男爵からヴァレヴィスキ外務大臣に宛てた1858年10月6日付書簡 (前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」43頁)。なお、このメルメ＝カション神父を補助したのが誰だったかであるが、石原千里著「オランダ通詞名村氏一常之助と五八郎を中心に」41頁では、オランダ通詞名村常之助について「日仏修好通商条約締結の際にもかなり活躍したようである。フランス全権公使グロ男爵は日本語を学んでいたカション…を通訳として条約締結に臨んだ。フランス使節は特に常之助に金三拾八両式分永八拾文という大金を贈っている。これは銀鏡五拾枚として常之助に渡された。また、カションもフランスの襦袢、手遊目鏡、香水、スカーフを常之助に贈った。」とある。名村が下田詰であったこと、また、彼がフランス使節団から報酬を受け取っていることを考えると、グロ男爵が記した、下田奉行からメルメ＝カション神父に通訳の補助として与えられた者は、この名村常之助だったのではないかと思われる。
- \*14) 前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」149頁及び江戸会議第1回協議議事録 (前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」47頁)。
- \*15) 前掲ド＝モジュ著「1857年及び1858年における中国及び日本使節団の回想」302頁。なお、同著では、日本では見張り行為は習慣化しており、合法的で公的なものであり、行政習慣の一部であつて国内政策の要に位置付けられること、大げさに言わなくとも日本人の半分は残り半分の日本人を見張っていること、フランス使節団に付いている役人たちも、フランス人が散歩したり部屋にいたりするときに何をしているかを、持っている扇子に記録し、それを権限のある人に報告しているに違ひなく、さらに日本側はこの報告を行う役人を見張るためにさらに担当を6人追加し、二重の見張りがついたとまで記している。
- なお、この「見張り」文化に関しては、前掲オリファン著「中国及び日本へのエルギン卿使節録」第2巻144～145頁 (仏訳版126～127頁) にも記載があり、将軍ですら厳しく見張られていること、すべての社会構造が根差す大きな原則は、個人の自由の絶対的な否定であること、皆が皆を監視していること、社会に対して害悪をもたらそうとした者は誰も罰から逃れられないこと、一方で、見張りシステムの利点として、政府の役人が実直であつて腐敗させることは不可能であり、中国や一部の欧洲の国と比べて日本は素晴らしい対照をなしていることなどが書かれている。
- \*16) 日英条約の日本側の全権は最初の5人すなわち、水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守までは同じであり、6人目が津田半三郎となつてゐる。日英・日仏の両条約は交渉時期が近接しており、全権を全員同じとする方が自然と思われるところ、6人目の全権が別の人物となつてゐるのは、彼に条約の中身の交渉とは異なる何らかの任務が与えられていたからではないかと思われる。
- \*17) 前掲オリファン著「中国及び日本へのエルギン卿使節録」第2巻176～177頁 (仏訳版では153～154頁) では、日英条約交渉においても日本側の日英通訳を務めた森山栄之助について、英語について自立った訛りが一切ないこと、極めて長い単語を用いること、彼が英語は江戸の学校で習っただけで日本国外に出たことがないと言つてゐるがそれは作り話でありアメリカで学んだに違ひないと彼に聞き返したところ否定されたこと、ちょっと鼻にかかつた英語をしゃべりアメリカ英語を学んだ教師から得たに違ひない表現を使つてゐること等が書かれており、彼の実力をエルギン卿やオリファンが高く評価していたことが分かる。
- \*18) グロ男爵からヴァレヴィスキ外務大臣に宛てた1858年10月6日付書簡 (前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」43頁) 及び江戸会議第1回協議議事録 (前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」48頁)。

一方で、第1回目の協議そのものは険悪な雰囲気で始まる。まず議題になったのは、条約の内容そのものではなく、条約締結までの期間、フランス使節団一行が宿舎の真福寺から外出できるかどうかの点であった。この点は、実は前日に日本側の6人の奉行がフランス使節団を訪問した際も議論されていたのだが、第1回目の協議でも、日本側の一番目の全権委員（水野筑後守忠徳と思われる）がこの話を持ち出し、グロ男爵は、むつとして、

○使節団一行が囚人のように扱われるのを我慢できない

○このような条件を飲むくらいなら江戸を去り何が起きたかをフランス政府に報告する方が一千倍良い  
○もし日本側が条約締結を望まないのなら、そのように言うべきであって、すでに日本側の要求に何度も譲歩したフランス代表の好意に対して不快かつ侮辱的なやり方で返すべきではない

○アメリカのハリス、ロシアのチャーチン、イギリスのエルギン卿は江戸到着初日から自由に外出できたのに、なぜフランスだけ扱いが違うのかと反論している。日本側は將軍の死去に関する喪の最中というのが唯一の理由と伝えるが、グロ男爵は納得せず、まだ36日も続くではないかと反論する。日本側は、前日、外出しないよう求めた時にグロ男爵がそれを容認したにもかかわらずその直後に隨員や士官が予告なく町に繰り出したと答えたため、グロ男爵は、友人たる国民のところに最も好意的な関係を構築しようとして信頼感を持ってやってきた外国人に対し、接触を疑われた人々のように外出を禁じ住居に閉じ込めるような考えを自分は毛頭持ったことがないし、仮にそうしたやり方が日本人に対してなされたらその日本人にとっては侮辱に当たり、そうしたやり方を受け入れないであろう、と反論する。

日本側はそうした意図は全くなく、江戸が將軍の死に引き続いて異例の時期にありすべてが例外となっているのだと説明するが、グロ男爵は、フランス代表が江戸に友好的に条約交渉に来ていることも異例かつ例外的ではないかと答え、さらに、喪に服している期間

は日本人も外出しないのかと日本側に尋ねる。

日本側は「外出する」と答えたので、グロ男爵は「そうだろう、それなら、なぜ根拠もなくこのような執拗さで我々に反対するのか。また、日本側が我々と条約交渉したくないのなら、その権利はもちろんあるがそう率直に言うべきであり、もう自分は（宿舎から撤収して）軍艦に戻る」と啖呵を切る。それから、グロ男爵は、フランスの日本に対する状態は友好的かつ平和的であること、フランスを侮辱した清に対して強制したような砲艦外交で条約を強制しに来たわけではないことを説明し、日本政府がこの状況とフランス政府の誠実さを理解しないなら、日本を去ると伝える。

これに対して第一の奉行（水野筑後守忠徳）は反論して声を荒げるが、第二の奉行（永井玄蕃頭尚志）は「グロ男爵は前夜までに日本側に予告すればいつでも外出可、隨員・士官は条約締結以降でなければ外出不可だが好奇心からではなく用務があれば外出可」とのメモをグロ男爵に渡す。当然、グロ男爵はこのメモに不満で、このメモが將軍の目にすぐに触れるよう自分の見解を添えて宰相（井伊大老）に自分からすぐ届けると予告する。

この予告に対し、外出を認めるかどうかについてその場において奉行間で議論がなされ、奉行間でも議論が分かれたようだが、グロ男爵は、日本は極東で最も教養がある国で、フランス人は日本人に対して多くの敬意と共感を有しており、そうした敬意があるゆえに、皇帝ナポレオンは日本と平和友好条約を結ぼうとしているが、（外出に関して）こうした取扱いをするならそうした日本人への共感は大きく変わるだろうしフランス側の好意の感情は消し去られるだろう、と畳み掛ける。

結局、日本側は譲歩し、過大な人数で繰り出さない、別々になって行動しない等の条件を求めるのみで、すべての外出を容認したので、フランス側は満足する<sup>\*19</sup>。そして、ここで、遅刻した第六の奉行（駒井左京頭朝温又は野々山鉢藏）が到着し、やっと本題の条約交渉に入る。

\*19) 同48~51頁。この議事録全体の中で、この条約締結前の外出権の問題が最も場所を占めるテーマとなっており、フランス側には、本件についての日本側の執拗なごだわりが相当印象に残ったのではないかと思われる。なお、外出を認めるに当たり、最後に日本側がフランス側に求めた「過大な人数で繰り出さない、別々になって行動しない」等の条件を見ると、6月号掲載分の2（10）で述べた通り、戊午の密勅事件に代表されるように、この時期に国内での攘夷の機運が盛り上がり始めていたため、外国人と日本人との間で無用な事件が発生するのを幕府が恐れていたのではないかと思われる。

まず、全権委任状の交換であるが、すでにグロ男爵はその写しを井伊大老に書簡で提出していたので、再度ここで写しを示すことはせず、一方で、日本側の6人は写しをまず提示する。その後、グロ男爵は皇帝ナポレオン三世が署名した全権委任状の原本を見せ、これに対し、日本側も正式な文書の巻物を広げて見せ<sup>20</sup>、フランス側はそこに新将軍の赤い印が押されていることを確認する。

続いて、グロ男爵は、日本側全権委員に対し、フランス側が用意したメルメ＝カション神父翻訳の条約案<sup>21</sup>の（おそらくカタカナ文<sup>22</sup>）日本語訳を提示する。フランス側の議事録には、「日本側の全権委員は、この条約案を審査し彼らの見解を示さなければならなくなろうが、この条約案の条文は、日英条約及び日米条約に、若干の差異はあるもののすべて含まれており、日本側の見解はそれほど大したものにはならないであろう」と書かれている。この議事録の引用部分は、臨場感を持たせるために未来形で書かれていると思われ、実際には、この文章から、フランス側が用意した日本語訳の条約案に沿って交渉が行われたことが分かる。

その後、話は阿片の話となる。グロ男爵から日本側に、フランス側の用意した条文に阿片に関する条項が含まれていないが、それは、フランスは阿片取引に縁がないためであって、日本側が希望すれば同条項を含めることは可能と提案する。日本側はオランダ、アメリカ、ロシア、イギリスとの間の条約で阿片禁止条項が含まれているので、フランスとの条約でもそうしたいと表明し、グロ男爵はこれを承諾する<sup>23</sup>。

続いて、条約の正文の言語に話が移る。実はグロ男

爵は、事前に日本側に対し、条約は、仏文、和文、蘭文で作成しようと言っていたのだが、グロ男爵が見つかると思っていたオランダ語通訳が江戸では見つからず、アメリカの下田総領事館にヒュースケン通訳官を求める時間を失うのがもったいないため、仏文及び和文のみで作成したいと意見を変える。また、フランス人民皇帝<sup>24</sup>とフランス全権委員、日本大君と交渉参加した日本側委員の条約上での名前の引用の順番は、仏文ではフランス側を先に、和文では日本側を先にすることを提案する。さらに、両政府とも、一通は仏文、もう一通は和文の二通の条約を持つことも提案され、言語に関するこれらの提案は日本側に問題なく受け入れられて（ただし、実際は第4回協議で問題となり長い議論が持たれることになった）、午後3時半に協議を終了している<sup>25</sup>。

#### （4）条約交渉会議第2回協議（9月28日）

第2回目の協議は、9月28日の午後2時から予定されていたが、実際には30分遅れで開始される。日本側は、前日にグロ男爵から手渡された条文案を精査していたので遅刻したと説明する。日本側は、全ての条文を審査し理解して、協議の間に見解を提示している。まず、条約案の前文及び最初の2条<sup>26</sup>は日米条約及び日英条約に含まれていたためそのまま採用され、話は条約案第3条（開港・開市規定）に移る。この条では、一定の期日より後に、

- (ア) 箱館、神奈川（現在の横浜）、長崎、新潟（開き難い場合は他の一港）、兵庫（現在の神戸）の5港を開港しフランス人の居住を許すほか、
- (イ) 江戸及び大坂へのフランス人の居住も許すこと

\*20) 同上52頁。Les japonais ont déroulé leur document officielと書かれており、déroulerという「巻物（英語でいうところのロール）を解く」という動詞が使われていることから、日本側の全権委任状は巻物になっていたことが分かるのである。

\*21) 同上52頁。Puis, l'Ambassadeur a remis aux Plénipotentiaires son projet de traité traduit en Japonais, afin de faciliter et d'activer les négociations（そして、（フランス側）全権代表は、（日本側）全権委員に、交渉を容易にし活性化するために日本語に翻訳した自らの条約案を手渡した）とある。また、この翻訳をメルメ＝カション神父が行ったことは、同上43頁に記されている。

\*22) 日仏通訳であるメルメ＝カション神父は、皇帝ナポレオン三世の将軍への親書等をカタカナ文に翻訳しており（西堀昭著「フランス外交使節ジャン・バチスト・ルイ・グロ（1793-1870）について（1）」69頁、ブレンダン＝ルー著「安政五ヶ国条約」を問うて」9頁）、条約交渉の際にフランス側が日本側に提示したメルメ＝カション神父翻訳の日本語版は、彼の当時の日本語の水準から見て、漢字かな混じり文ではなく、カタカナ文に翻訳されたものとみてほぼ間違いないと思われる。そして、安政の五ヶ国条約のうち、日仏条約についてのみ、漢字かな混じり文のみならず、カタカナ文が条約として存在するのは、フランス側が当初日本側に提示したこのカタカナ文の条約案文の存在があったからではないかと思われる。

\*23) 最終的には、日仏条約に付された貿易章程第二則に日本への阿片輸入の禁止が規定された。

\*24) 当時、フランスの皇帝ナポレオン3世は、Empereur des Français、すなわち、フランス人の皇帝と呼ばれ、その呼称が日仏条約上も用いられているため、訳出に当たっては、フランス皇帝ではなく、フランス人民皇帝と訳した。

\*25) 江戸会議第1回協議議事録（前掲アントリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」52頁）では、「それぞれの全権委員は互いに好意の挨拶を交わし初回協議の成功を祝った」と書かれているが、前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」154頁ではこの記述に続けて「実際には、（両者の）関係全体を見ると、日本側は冷ややかで気安く、グロ男爵も同じように振る舞わなければならなかった」とあり、両者は第1回の協議では打ち解けることができなかつたようである。

\*26) 江戸会議第1回協議議事録（前掲アントリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」54頁）も、前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」155頁も、問題なく採用されたのは、前文及び最初の「3条」と記録しているが、第3条は問題になったので、記録誤りと思われる。

になっているが、

日本側は、日米条約及び日英条約を引きつつ、その部分に使われている和文の用語が前者（ア）については「居留」、後者（イ）については「逗留」となっていることを指摘する。この用語の違いは、江戸・大坂には商売を営むときだけ居住でき、商売をやめたら永住することなく退去すべし、というニュアンスから来ているのだが、グロ男爵は、この違いは純粋に理論的なものであり、いずれにしても外国人は商売を行うために居住できるのだからそれで良い、といって、日本側の主張を認め、「居留」「在留」と用語を使い分けることとした<sup>\*27</sup>。

その後の議論は、形式・様式の議論に終始し、グロ男爵の所掌を超えた日本語における用語の使い分けの話となったと記されている。例えば、日本国との「commerce」全般にはある用語が用いられ、それとは別に、ある町の「commerce」にはより通俗的な用語が用いられると日本側は解説したのだが、これは、前者は「交易」、後者は「商売」と条約上訳されている。フランス側は、日本の文字の話であって条約の実質には影響がないこうした主張を認めたと記しているが<sup>\*28</sup>、実は、日本語とフランス語（より広くは西洋諸語）の単語が必ずしも1対1対応していないために、的確な訳語を見つけるのに苦労するという翻訳上の問題に行き当ったとも言える。

続いて、日本側は、日仏両国が相互に外交官・領事を派遣し合う規定を見て、日本政府がパリに外交官を送ることを強制されるのかをグロ男爵に尋ねる。グロ男爵は、日本はそうする権利があり、フランス政府にとってはその方がうれしいが、それは日本側が決ることと答えている<sup>\*29</sup>。現在パリにある日本国大使館の起源はまさにこの時議論された日仏条約第2条に基づいているのである。

その次に日本側がグロ男爵に尋ねたのは、日英条約の発効日が1859年7月1日から、日米条約が同年7

月4日からとなっているのに対し、日仏条約案では同年8月15日となっている理由である。グロ男爵は、○日英条約の日付には特に意味がないが、先に締結された日米条約の7月4日としなかったのは、アメリカがイギリスから独立した記念日であってイギリスにとって嫌な時代を思い起こさせるからであろう、と解説した上で、

○日仏条約案はそれよりも発効日を遅らせているが、これは8月15日のナポレオン祭と日付を一致させるためである

と述べている<sup>\*30</sup>。実は、この日は皇帝ナポレオン一世の誕生日（1769年8月15日）であり、皇帝ナポレオン三世が1852年に導入し普仏戦争勃発前年の1869年まで続いた国民的祭日となっていて、現在の7月14日の革命記念日（パリ祭）に相当する日であった<sup>\*31</sup>。日本側はこの趣旨を理解し特に反対せず、その後、いくつかの論点を議論して、第二回協議は午後5時に終了した。

## （5）条約交渉会議第3回協議（9月29日）

第3回目の協議は、9月29日の午後2時から開始された。この日は、前日に続いて、条約案の第4条から第20条までを協議している。日本側は、条文について正確性と証拠に到達するまでの明白性を求め、この結果を求めるためにはどんなにくどくなても構わないという態度だったため、各表現・各用語に、西洋列強の隠された罠が張られていないかを探しているかのようだったとフランス側は記している<sup>\*32</sup>。

続いて、日本に在住するフランス人による日本人の雇用やフランス船の水先案内人の雇用について、日本側からフランス側に対し、フランス人が日本を離れる際、日本人を連れて帰ったり、水先案内人が日本政府の手の及ばないところへ行ったりしないようにしたいとの求めがあった<sup>\*33</sup>。

また、フランスの提示した条約案には、キリスト教

\*27) 江戸会議第2回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」54頁）。なお、日米条約第3条、日英条約第3条、さらには日蘭条約第2条及び日露条約第6条の和文では江戸・大坂への「逗留」と規定されているのに対し、日仏条約第3条の和文のみが江戸・大坂への「在留」と規定し、用語の統一がとれていない。

\*28) 同上54～55頁。

\*29) 同上55頁。

\*30) 同上55頁。

\*31) 7月14日の革命記念日（パリ祭）は大変有名だが、これが国民的祭日になったのは、第三共和制発足直後の1880年からに過ぎない。一方で、現代のフランス人には、19世紀半ばにおいて、8月15日が現在の7月14日に代わる国民的祭日だった事実はほとんど知られていない。

\*32) 江戸会議第3回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」56頁）。

\*33) 同上56～57頁。日本は当時、日本人の海外渡航をまだ禁じていた。

の禁教のために実施されていた踏絵を廃止すべき旨の規定が盛り込まれていたようであるが、日本側からは、踏絵の習慣は既になくなっている以上、条約において廃止を求めるのは無意味との見解を示し、条約上、踏絵（仏文ではキリスト教に対する冒瀆的な慣行）はすでに廃止された旨が盛り込まれることになった。また、日本側は、フランス人墓地を日本の墓地の中に設けたいと求めたが、何の決定もなされなかつたとされている。また、日本側からは、それ以外の教会や宗教的建造物に関しては、外国人居留地の中にのみ建設できることを特に規定してほしいとの求めもあり、これは条約の第4条に反映されている<sup>\*34</sup>。

協議は午後5時に終了し、翌日9月30日は新将軍が前将軍の死去後初めて外出し江戸から離れた寺院で儀式を行うとの理由で、次回の日程は、一日飛んで10月1日からとされた。

## （6）条約交渉会議第4回協議（10月1日）

第4回目の協議は、10月1日の午後1時から開始された。フランスの外交官から日本政府への連絡のための言語を定める条約案第21条は問題なかつたが、条約の正文の言語を定める第22条で長い議論となる。日本側が修正してきた条約案文は、和文のみを正文とすると書かれており、グロ男爵は、これを受け入れ難いとしつつ、むしろ自分はフランス政府から仏文を正文とせよという訓令を受けており、直前に締結した清との天津条約では仏文を正文としたが<sup>\*35</sup>、自分に全権があることに鑑みて日本との条約では同じことを求めるべきとは考えていない<sup>\*36</sup>と述べる。そして、グロ男爵は、続けて、唯一できるのは、和文、仏文とも正文としたうえで、異議ある場合はフランス外交官と日本政府が友好的に困難を解決するものとし、その際はアメリカやイギリスが正文と認めている日米条約や日英条約の蘭文に拠るしかない、と提案している。

これに対して、日本側は、フランス側が日本語に堪能な通訳（メルメ＝カション神父）が居て和文をチェックできるのに対して、日本側には仏文をチェック

する手段がないので、フランス側全権委員と日本側全権委員は不平等な状態に置かれている、そこで、日本側通訳の森山栄之助に和文を逐語で出来る限り正確に蘭文に訳させ、それをもって解釈の不一致時の正文としよう提案する。

グロ男爵は、フランス側にオランダ語を使える人間がいないため今度はフランス側に蘭文をチェックする手段がないと主張し、日仏条約が日英条約とほぼ同内容であることを踏まえ、日仏条約の和文と仏文の間の解釈不一致の場合には日英条約の蘭文を参照することを提案する。

日本側は、日英条約の蘭文はフランスのために作られたわけではなく条番号の順序も異なるので受け入れられないと反論、グロ男爵はそれでは困難を避けるためにこの正文の条項は何も書かないでおこうと提案するも、日本側は正文の規定がない条約は完全な条約ではない、と発言する。結局、この問題については合意に達せず、第5回協議に持ち越しとなつた<sup>\*37</sup>。

条約案本文について一通り協議が済んだため、引き続いて、条約に付される貿易章程の審査に入った。日本側はこの技術的な条文についても警戒心と猜疑心で臨もうとしたので、グロ男爵は、税関規則、船の出入港、差押・没収については日英条約の貿易章程の和文を文字通りに採用しようと提案し、新たな無駄な議論を避けようとする。日本側は少し躊躇したものの、グロ男爵の提案に同意する<sup>\*38</sup>。

グロ男爵は続いて、関税率についても米英と日本の間で採用した関税率（従価税）を受け入れるが、その例外として、フランスのワインを、実質的輸入禁止を意味する致醉性リキュールへの35%の高率関税に服せないよう求める。グロ男爵は、イギリス、アメリカ、ロシアが日本との条約においてワインについて触れなかつたのは、これら各国がワインを全く生産していないからである一方、フランスは優れたワインの生産国であり他の国に供給をしている上に、致醉性リキュールは健康を害するアルコール類をいうのであって、ワインは大量に飲用しない限りこれに当たらな

\*34) 同上57頁。

\*35) 1858年6月27日にフランスと清との間で締結された天津条約第3条は、中国語文と仏文の間で解釈の不一致がある場合には、仏文が優先されると規定している。

\*36) ただし、江戸会議第4回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」58頁）によると、グロ男爵は、「仏文が正文であることは、規定ではないものの実際にはそうであることを条件とした上で」とも付け加えている。

\*37) 江戸会議第4回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」58～60頁）。

\*38) 同上60頁。

い、と説く。そして、（ワインに関する税率が存在しないという）この穴を埋めるために、フランスのワインについて20%の関税率を設定しようと提案する。

日本側は、イギリス、アメリカ及びロシアがワインを生産していないと聞いたのは初めてで、その事実の正確性に疑念を持たないとしても、これらの国に属する人の口から聞いて確認したいと述べる。これに対し、グロ男爵は、日本側に対し、致酔性リキュールへの関税率35%の規定はどこから来たのか、禁酒団体の一員と思われるアメリカのハリスの求めであったのか、それとも日本政府からなのかを尋ね、日本側はアメリカ全権委員ハリスの提案に基づくと答える。

グロ男爵は、「ほらやつぱり、これが、アメリカがワインを生産していないもつとも素晴らしい証拠であって、他の証言は無用である」とし、さらに、35%の税率は完全に輸入禁止に等しいもので、欧州の軍艦が日本を訪問しに来るとき以外には、日本人は、シャンパンも赤ワインもおそらく飲めなくなるだろうと付け加える<sup>\*39</sup>。

このグロ男爵の見解は、日本側の奉行達を少し考えさせ、赤ワインについては直ちに却下されたものの、シャンパンをどうするかについては奉行達の間で活発で友好的な議論がなされ、これは疑いなく（9月22日の）奉行達のラプラス号への訪問の際の（シャンパンでの）もてなしを思い出してのことだとフランス側は記録している<sup>\*40</sup>。しかし、最後に、一番目の全権委員（水野筑後守忠徳）はその同輩を代表して、明瞭かつかなり冷たい調子で、アメリカ、イギリス及びロシアとの間で既に採用している関税率を変える理由が見当たらず、もし、日本側で今後フランスワインの必要性が感じられたならば、関税率を定める貿易章程上、5年経った後に可能と規定される関税率変更を行えば良い、さらに外国のワインも同じように美味しくはあるが日本は自らの「ワイン」（清酒のことと思われる）で満たされている、と答える。

グロ男爵は、イギリスに対しては日英条約の貿易章程において、羊毛・綿製品への5%という低関税率を容認し、しかもそれは日本の産業にとって有害となる

可能性が高い一方で、フランスに対しては、贅沢品で日本の貴族しか飲めずしたがって日本の産業に害を与える力のないワインに対するわずかな関税率の引下げすら日本側が拒否していると指摘し、自分が提案する20%の関税率ですらほぼ禁酒的な関税率であるのに、と反論するも、日本側はすでに（他の国と）合意した点を超えて欧州列強に一步も譲らないというこだわりを守り、協議は午後5時に終了した。

このように第4回協議では、条約正文の言語とワインの関税率の問題に関し、日本側がフランス側の問題提起に対し上手く切り返している点が注目に値する。

## （7）条約交渉会議第5回協議（10月2日）

第5回目の協議は、10月2日午後3時45分から開始され、第4回目の協議で先送りした第22条の条約の正文言語の問題について話し合われた。フランス側から新たな条文案が示されたが、その内容は、

○条約の和文版及び仏文版は、内容及び適用範囲は同じである

○さらなる正確性のため、各条にその正確な翻訳である蘭文を付し、仏文と和文の間で異なる解釈が生じたときは蘭文に拠る

○蘭文の内容は日米、日英、日露の各条約の一部をなす蘭文の条文と異なるところはない

というもので、日本側はこれを承諾した<sup>\*41</sup>。

次に、日本側から、批准書の交換をどの言語で行うか質問があり、グロ男爵は、条約原本で用いられている言語において書かれた文書が事前に準備された上で批准が行われる、したがって、この条約の場合は、仏語、日本語、オランダ語であると答え、日本側はこの答えに満足したと記されている。

しかしながら、その後、フランス全権委員に対してなされる和文の条文の交付に関し、日本側からグロ男爵に対し、困難な問題が提起された。この和文の条文の交付の議論に関するフランス側の記録には、フランス側が誤って理解している点が見受けられるので、その正確性についてはかなり割り引いて考えなければならないが、以下、フランス側の記録をそのまま引く

\*39) 同上61頁。

\*40) 前掲ドニシャロン著「日本、中国及びインドについての記録」163頁。奉行達がシャンパンのことを相当気に入っていたことが分かるエピソードである。

\*41) 江戸会議第5回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」63頁）

と、議論は次のとおりだったとされている<sup>\*42</sup>。

まず、日本側から、グロ男爵が求めていること（和文の条文の交付）の実現は不可能であるとの見解が述べられる。その理由として、人民は国事について知るべきではなく重要な物事は人々の目に触れないようすべきという不変の規範がある一方、もしフランス側に和文の条文を交付すれば、それを人民に見せることができ、それは將軍の政策に反する点が挙げられている。これに対しグロ男爵からは、フランス側が条約の仏文を日本側に与える一方で日本側が条約の和文をフランス側に渡さないのは不公平であること、日本がフランスに対して義務を負うのは和文の条文によってであること、人民にとって利益になる日仏条約の条文を人民に見せない利点がよく分からずむしろ日仏条約が果実をもたらすことを妨げてしまうこと、そして、いずれにせよフランス側に交付された和文はパリの外務省資料館に所蔵され多数の人々の目に触れることはないことなどを述べて、日本側の考えは受け入れられないと述べている。

これに対して、日本側からは、妥協案として、和文の条文に、「坊主文字」という、それ自身には意味がないが庶民の目をくらますことを目的として僧が用いる文字を挿入することが提案され、フランス側はこれは中身が知られないようにした暗号至急報のようなものだろうと理解する。そして、イギリスのエルギン卿も同じ条件で日英条約の和文を受け取ったことを知り、かつ、通訳のメルメ＝カション神父が「坊主文字」を完全に理解すると言っていること、さらに「通俗和文」の条文について最終的に両国の全権が署名を行うこと、さらに実質的には蘭文が両国の権利義務を設定するものであることから、グロ男爵は、外交史の中で疑いなく斬新なこの奇妙な取極めを受け入れたと記録されている<sup>\*43</sup>。

ここで言われている「坊主文字」とは漢字のことでそれを挿入した文章とは「漢字かな混じり文」のことであり、「通俗和文」とは「カタカナ文」のことであ

ろう。推測するに、このやりとりの発端は、日仏条約について、フランス側の提示した、おそらくカタカナ文の日本語訳条約案に基づいて交渉が行われたことがあると思われる。一方で、アメリカ、ロシア、イギリス、オランダに対しては条約の和文として漢字かな混じり文を渡しており、カタカナ文は渡していない。したがって、このやりとりは、日本側が、条約交渉に用いたカタカナ文ではなく、他の国に対するのと同様に「漢字かな混じり文のみ」を和文の正文としてフランス側に渡すことを認めさせようとする交渉だったのではないかと思われる。一方で、フランス側はカタカナ文が条約の和文そのものだと思っていたので、書き方が複数通りあり、漢字かな混じり文が正式な文書に用いられる書き方であるという日本語の理解に頭が追い付かなかつたのかもしれない（ただし、通訳のメルメ＝カション神父は日本語に複数の書き方があることや漢字かな混じり文が正式な文書に用いられることは当然知っていたと思われるのと、同神父が何らかの事情でフランス使節団に正確に説明しなかつたかミスコミュニケーションがあった可能性もある）。

この議論をもって、グロ男爵が日本側に提示した条約案に対し、日本側から、さらなる意見はないとの表明がなされ、条約案全体を承認するとの発言があった。そして、最速で条約の署名を行うこと、平等の考え方に基づいて、仏文ではフランス人民皇帝が先に登場しグロ男爵が日本側全権委員より前に署名する一方、和文では日本大君が先に登場し日本側委員がグロ男爵より前に署名するとともに<sup>\*44</sup>、蘭文では4通のうち2通はフランス人民皇帝が先に登場し残り2通は日本大君が先に登場するといったことが取り決められ、協議は午後5時15分に終了した。

\*42) 同上64~65頁。なお、同書に掲載されている条約交渉の議事録は書記官を務めたド＝モジュ侯爵の署名入りのものが掲載されているが、前掲ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」149頁以降においても署名のない議事録が掲載されており、両者の内容はかなりの部分同じである。しかしながら、日本側のフランス側に対する和文の条文の交付の議論については、ド＝シャシロン著の方には全く記述がない。

\*43) 江戸会議第5回協議議事録（前掲アントリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」65頁）

\*44) 同上66頁。なお、フランス外務省外交史料館に所蔵されている漢字かな混じり文2通、カタカナ文2通の条約の署名の順番は日本側が先、フランス側が後になってしまっており、仏文2通についてはフランス側が先、日本側が後になっているが、前文でのフランス人民皇帝と日本大君の順番は和文・仏文のいずれもフランス人民皇帝が先になっていて、合意は必ずしも徹底されていない。

## (コラム) グロ男爵の墓地探し

グロ男爵は、1793年2月8日パリ郊外のエソンヌ県エヴリ生まれで、対スペイン・中南米外交を中心に外交官としてのキャリアを歩み、1857年に中国に特命全権委員として派遣され、1858年、アロー号戦争の後に清と天津条約を結んだ後、日仏条約交渉のために来日し、中国に戻った後は天津条約の批准を拒んだ清との間で再度戦火を交え、1860年に改めて清と北京条約を結んでいる。その後、1862年から63年にかけ在イギリスのフランス大使となっている。また、まさに日本に滞在していた1858年9月20日に元老院（上院）議員に就任している。さらに、彼は銀板写真（ダゲレオタイプ）撮影の大家でもあった。

彼は、1870年8月17日、パリで死去したが、パリのペール・ラシェーズ墓地に埋葬されたとの文献<sup>\*45</sup>があつたため同墓地の管理事務所に確認したところ、彼の墓はないとのことであった。その後、筆者はナポレオン治世記念物保存協会（ACMN）の2014年の季刊誌にグロ男爵の墓の保存についてパリ近郊のサン=ジェルマン=アン=レイ市に陳情が行われた記録を見つけて、同市の旧墓地<sup>\*46</sup>を2度探索したが見つからない。最後の望みをかけて、同協会のイヴリヌ県代表委員のアラン・アンデルセン氏<sup>\*47</sup>に連絡をとったところ、同氏の案内で、同旧墓地のほぼ中央、墓地内を区切る擁壁を背に南東に向いたグロ男爵の墓をやっと発見することができた。彼の墓は近年、募銘碑のプレートが落下して破壊されてしまったために、一見して彼のものとは分からぬ状態になっていたのであるが、高さ2メートルを超える格式のある墓である。アンデルセン氏が持ってきてくれた落下前のプレートの写真を見ると、プレートには、「ジャン=バティスト=ルイ・グロ男爵　ここに眠る　元老院議員　元在中国及び在英フランス大使　レジオンドヌール勲章大十字位　スペインのイザベル・ラ・カトリカ勲章　ギリシャの救世主勲章　等々を有し　1793年2月8日エヴリ=シュル=セヌに生まれ　1870年8月17日パリに死す<sup>\*48</sup>」と刻まれていた。

ちなみに、同じ墓地内には、それぞれ別の場所に、

グロ男爵の父親のジョゼフ=アントワヌ・グロと母親のアデライド=ヴィクトワール・グロの墓もある。アンデルセン氏が、グロ男爵はオルレアン公と縁戚だと教えてくれたので調べてみると、

○オルレアン公ルイ=フィリップ1世の子は、フランス王ルイ=フィリップ1世（1830年の七月革命で王位につく）の父親「オルレアン公ルイ=フィリップ2世」と、アデライド=ヴィクトワール・グロの母親「ブルボン公妃ルイーズ=マリー=テレーズ=バティルド・ドルレアン」であり、したがってグロ男爵の母親は1830年以降、フランス王の従妹になったこと

○グロ男爵の母親のアデライド=ヴィクトワール・グロはブルボン公妃の私生児で、彼女の持ち物だったエリゼ宮（現在のフランス大統領官邸）で秘かに育てられたこと

○グロ男爵の父親ジョゼフ=アントワヌは妻の母でもあるブルボン公妃の書記を、フランス革命を挟んで40年間勤め上げたこと

なども分かり、アンデルセン氏は、グロ男爵が若いうちから外交官としてのキャリアを歩めたのは、本人の能力に加え、こうした親族関係の影響もあると言っていた。墓地を案内頂き、貴重な示唆も頂いたアンデルセン氏にはこの場を借りて深く御礼申し上げたい。



グロ男爵の墓



往時のグロ男爵の墓銘碑<sup>\*49</sup>

(注) 文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解ではありません。なお、文中の日付は旧暦は用いず、すべて太陽暦を用いています。

\*45) 西堀昭著「フランス外交使節ジャン・バチスト・ルイ・グロ（1793-1870）について（2）」81頁。

\*46) Ancien cimetière de Saint-Germain-en-Laye.

\*47) M. Alain ANDERSEN, délégué régional pour les Yvelines de l'Association pour la Conservation des Monuments Napoléoniens.

\*48) 仏文ではICI REPOSE LE BARON GROS JEAN BAPTISTE LOUIS SENATEUR ANCIEN AMBASSADEUR DE FRANCE EN CHINE ET EN ANGLETERRE GRAND CROIX DE LA LÉGION D'HONNEUR D'ISABELLE LA CATHOLIQUE D'ESPAGNE DE SAUVEUR DE GRÈCE ETC., ETC., ETC. NÉ À ÉVRY SUR SEINE LE 8 FÉVRIER 1793 DÉCÉDÉ À PARIS LE 17 AOÛT 1870と刻まれていた。

\*49) アンデルセン氏提供の写真。